

## 人間の尊厳とはなにか

松田純

### はじめに

医療にかかる法令や医療職の倫理綱領などで、患者の「尊厳」を守ることの重要性が強調されています。世界医師会「患者の権利に関するWMA リスボン宣言」にはこう謳われています。

#### 10. 尊厳に対する権利

a. 患者は、その文化および価値観を尊重されるように、その**尊厳**とプライバシーを守る権利は、医療と医学教育の場において常に尊重されるものとする。

(日本医師会誌)

日本看護協会「看護職の倫理綱領」(2021年) や日本薬剤師会「薬剤師行動規範」(2018年)、日本介護支援専門員〔ケアマネジャー〕協会「介護支援専門員 倫理綱領」(2007年、解説の見直し2021年)、日本介護福祉士会倫理基準(行動規範)(1995年)でも、「人間としての尊厳」や「個人の尊厳」などの表現がみられます。

#### 「看護職の倫理綱領」

1. 看護職は、人間としての尊厳及び権利を尊重する。

#### 「薬剤師行動規範」

6. 患者の自己決定権の尊重

薬剤師は、**患者の尊厳**と自主性に敬意を払うことによって、その知る権利及び自己決定の権利を尊重して、これを支援する。

#### 「介護支援専門員 倫理綱領」

1. 私たち介護支援専門員は、**個人の尊厳**の保持を旨とし、利用者の基本的人権を擁護し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本位の立場から支援していきます。

#### 日本介護福祉士会 倫理基準(行動規範)

1. 介護福祉士は、利用者をいかなる理由においても**差別せず**、人としての**尊厳**を大切にし、利用者本位であることを意識しながら、心豊かな暮らしと老後が送れるよう介護福祉サービスを提供します。

このように、人間としての尊厳を守ることは看護職や介護職の使命であることを明確に謳っています。そのため臨床の場で「患者の尊厳」について言及されますが、

「尊厳」が一体何を意味しているのか必ずしも明確でないまま、何となく使われてる場合も多いです。

専門職の倫理綱領などでの「尊厳」という言葉は、ヨーロッパの「人間の尊厳 human dignity」という考え方を戦後日本が公式に受け入れたことに由来します。その経緯については2で述べることにして、臨床や対人援助の場面で「尊厳を守る」とはどのような意味かを初めに考えてみましょう。

## 1 「人間の尊厳」の意味内容

「人間の尊厳」を肯定的に定義するのは意外と難しく、むしろ尊厳が侵害された状態はどういう状態かという方が分かりやすいので、人間の尊厳が侵害されている状況から考えてみましょう。それは次のような状況です<sup>1</sup>。

- ① 他者からひどく貶められたり物笑いの種にされる状況
- ② 他者から、意思を無視され、行為の自由や決定の自由を奪われる状況
- ③ いわれのない苦境に置かれているのに、他者に援助を求めても拒絶される状況
- ④ 身体的および精神的苦痛の状態にわざと長くさらされる状況
- ⑤ 本人の承諾もなしに、本人とは無関係な目的のために完全な道具として扱われ傷つけられる状況

こうした状況が「尊厳が傷つけられた状況」と言えます。それゆえ、その人が人間らしく扱われるためには、次のようなさまざまな権利が保障される必要があります<sup>2</sup>。

- ① 軽蔑や侮蔑によって尊厳（自尊心や名誉）が毀損されないという権利
- ② 自ら決定し行為できる自由の権利
- ③ 自分に落ち度がないのに困窮した場合に周りから支援を受ける権利
- ④ 苦痛から解放され、生活の質が最低限保障される権利
- ⑤ 同意もなまま深刻な形で他者の目的のための手段として利用されない権利  
など

①は自尊心や名誉をいたく傷つけられる状況を想像すれば、「尊厳」という言葉が最も浮かびやすい場合です。その人の自尊感情、自己肯定感を損なわないこと、その人を人間として尊重することが、尊厳を守ることになります。これにはプライバシーが守られる権利も関係します。ケアを必要とするすべての人は、プライバシーが保護される権利があり

ます。例えば、個室に入る前にノックし、身体ケアや着替えの際にプライバシーに配慮し、尊厳を傷つけることがないようにしなければなりません。

②の自由への権利にはさまざまな内容が含まれ、その範囲もさまざまです。これらの権利が少しでも実現していかなければ人間の尊厳が侵害されるというものではありません。尊厳に関する自由としては、例えば、最小限度の行為の自由の剥奪（必要がない場合の身体拘束など）や本人の意思を全く無視して本人にとって重大な事柄を一方的に決定することなどが考えられます。

③の「支援を受ける権利」は人間らしい生活を保障するための社会権（生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権など）の保障を意味します。本格的には、20世紀に福祉国家の理想に基づいて、特に社会・経済的な弱者を保護し、実質的平等を実現するために保障されるに至った基本的人権の内容です<sup>3</sup>。社会に参加する権利も含まれます。どの程度の暮らしぶりが人間の尊厳にふさわしい生活であるかは社会的状況にもよります。

④の苦痛から解放される権利は医療にとって特に重要です。患者を苦痛の中にいつまでも放置することは、尊厳を尊重した対応とは言えません。疼痛緩和、さらに全人的苦痛を和らげることは医療職にとって重要な任務です。

⑤ 他人をある目的のための手段として用いることがすべて人間の尊厳に反するわけではありません。私たちは他者の支援を手段として利用することができます。私たちは互いに「持ちつ持たれつ」の関係にあるからです。カントは「人格のうちにある人間性を、常に同時に目的として取り扱い、けっして単に手段としてのみ取り扱わないように行はせよ」と述べました<sup>4</sup>。このように、人格への尊重を欠き他人をもっぱら自己利益のために欺いて利用した場合などが、深刻な形で他者を道具として利用して尊厳を毀損した行為として非難されます。例えば初めから返すつもりがないのに他人から「お金を借り」たり他人を欺いたりした場合は、その人を自己利益のために利用したことになります。その場合は、その人の人格への尊重を欠き、「尊厳の侵害」という非難に値します。

「人間としての尊厳を守る」とは、「その人を人間として尊重すること」を意味します。対人援助の専門職であるならば、ケアの対象者を人間として大切に尊重するはどういうことかを常に考えて行動することが求められます。

次に、こうした考え方の背景にあるヨーロッパの「人間の尊厳」という考え方と、戦後日本がそれを受け入れた経緯を見てみます。

## 2 ヨーロッパの「人間の尊厳」という概念の歴史

「人間の尊厳 human dignity」はヨーロッパに起源がある概念で、ヨーロッパの人間観の根底にある概念です。そこには次の二つの流れがあります。

①古代ギリシャ・ローマの伝統に由来する「人間の尊厳(dignitas hominis)」

ヘレニズム起源

②旧約聖書の「神の像(imago Dei)」

ヘブライズム起源

(金子晴勇『ヨーロッパの人間像—「神の像」と「人間の尊厳」の思想史的研究』知泉書館、2002年参照)

①は理性の働きとそれに基づく道徳的な気高さに人間の価値と尊厳を求める知性的な伝統です。②は人間は神に似せて造られ「神の像」を宿しているがゆえに尊いとする宗教的伝統です。両者はもとは本質的に異質な概念でした。しかし中世以降、この二つの概念は複雑な歴史を経て、現代の尊厳概念へとつながっています<sup>5</sup>。現在の「人間の尊厳」概念に直接影響を与えていたのは、ルネサンスのヒューマニズム（人間性の肯定）とカントの道徳哲学です。

ルネサンス期に「人間の尊厳」は次第に現代の意味合いに近づいてきます。中世のキリスト教文化が人間の罪深さと悲惨さを強調したのに対して、ルネサンスのヒューマニズム（フランス語：humanisme ユマニズム、人文主義）は、人間の身体と精神を肯定的に捉え直し、人間の優越性、尊厳、自由を強調するようになりました<sup>6</sup>。

ルネサンスの「人間の尊厳」論はなおもキリスト教の神学論争の枠内にありましたが、カントの哲学によって宗教的な枠組みを脱して、世俗化され、現代的な意味を持つようになります。カントは、人格としてみた人間、すなわち道徳の主体である人間は、なにかの目的のための手段としてみてはならず、「目的そのものとして尊重されなければならない」と述べました<sup>7</sup>。人間は物のように「価格、値段」をもつのではなく、「価値、尊厳」をもつという考えです。

カントが人間の尊厳をこのように捉え直したことによって、人間の尊厳は宗教的な枠組みを脱して、一般社会が受け入れ可能な世俗的なものとなりました。今日、国際連合憲章や世界人権宣言、各国の憲法などで謳われている「人間の尊厳」は、カント的に世俗化された意味で用いられています。

このような長い歴史を経て、現在、「人間の尊厳」は次のように理解されるに至っています<sup>8</sup>。

人間は

- ①知性（理性）をもち
- ②自己をたえず変革し向上していく創造性をもち
- ③道徳的な自律的な主体であるがゆえに、  
尊厳に値する。それゆえ

人間を物のように手段化してのみ扱ってはならない。

すべての人間を自律的な人格主体として尊重しなければならない。

人間の尊厳は人間である限り誰もが等しく有しているものという大前提があります。ここから、人間として誰もが差別されることがないこと（平等主義、反差別、公正などの原則）が導かれます。

### 3 日本の法の中での「尊厳」

日本が「人間の尊厳」という概念を公式に受け入れたのは、国際連合への加盟（1956年）と関係します。国際連合憲章の前文は次の言葉で始まります。

#### 国際連合憲章

われら連合国の人々は、

われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から  
将来の世代を救い、基本的人権と**人間の尊厳および価値**と男女および大小各国の同  
権とに関する信念をあらためて確認し、……

20世紀は「戦争の世紀」と言われます。二度の世界大戦は戦闘によるおびただしい数の犠牲者を生んだだけではありません。戦闘以外のさまざまな場面でも、人間性を奪う差別や数々の蛮行が行われました。人類は悲惨な大戦の教訓から学び、人間の尊厳と価値と、すべての人間が同権であることを再確認しました。

1948年に国連総会で採択された「世界人権宣言」は前文と第1条でこう謳っています。

## 世界人権宣言

人類社会のすべての構成員の固有の**尊厳と平等で譲ることのできない権利**とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎であるので……国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、**基本的人権、人間の尊厳および価値並びに男女の同権**についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意した……

第一条　すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、**尊厳と権利**とについて平等である。……

日本はサンフランシスコ講和条約（1952年発効）の前文で「日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力」することを世界に約束しました。このときから、戦後日本は「人間の尊厳」を尊重し、守っていくことになった、と理解できます。

日本国憲法にも「すべて国民は、個人として尊重される」（第13条）、「個人の尊厳」（第24条）などの表現が見られます（多くの論争がありましたが、「個人として尊重」と「個人の尊厳」はほぼ同じ意味合いで解釈されています<sup>9)</sup>）。そのため日本の法令のなかにも「尊厳」という語が多く使われています。

## 日本国憲法

第13条　すべて国民は、**個人として尊重される**。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

## 医療法

第1条の二　医療は、**生命の尊重と個人の尊厳の保持**を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われる……

## 介護保険法

第1条　この法律は、……〔要介護者など〕が**尊厳を保持**し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、……

第5条の二4　……認知症である者及びその家族の**意向の尊重に配慮**するとともに、認知症である者が地域社会において**尊厳を保持**しつつ他人々と共生することができるようにならなければならない。

第69条の三十四　介護支援専門員は、その担当する**要介護者等の人格を尊重**し、……

尊厳という語が入った法令は2022年現在43本あります。各法律のテーマに合わせて、「個人としてその尊厳」や、「高齢者の尊厳」、「児童等の尊厳」、「障害者の尊厳」、「がん患者が尊厳を保持し」、「難病の患者が……尊厳を保持し」などの表現が多いです。平均して年に2本ずつ「尊厳」を盛り込んだ法令が作られています。日本国民は「尊厳」という言葉が好きな国民と言えます。

ちなみに法律の中の「尊厳」という言葉には、大きく分けて4種類あると考えられます。

- ① 個人としての尊厳
- ② 類としての尊厳
- ③ 特別なモノの尊厳
- ④ 生命の尊厳

① 圧倒的に多いのは憲法の「個人の尊重」を踏まえたもので、上のボックスにあげたような文言です。

② 「ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律」(2000年)は、クローリン個体(「交雑個体」という)の產生を禁止する理由として、「人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持(以下「人の尊厳の保持等」という。)に重大な影響を与える可能性がある」ことをあげています。

クローリン人間として生まれてきた個人の生命の安全性、「個人としての尊厳」が侵されるという理由もありますが、同時に人間と動物の交雑個体が生まれることへの懸念も理由として考えられています。それは、人類が雑種化することへの懸念です。ビルンバッハーはそれを「人間の類としての純血さ」を守る「一種の純血の捷(eine Art 'Reinheitsgebot')」と表現し、こう指摘しています。この意味での「尊厳」の前面に出てきているのは、自由・プライバシー圏・自己尊重・生存保障の不可侵という意味での尊厳ではもはやなく、生物学的な構造と経過に手を触れないという意味での尊厳である。人間の尊厳概念の核心的内実と見なされるものが、カント的な意味での人格の自律ではだんだんなくなり、むしろ生命や遺伝子的同一性といった生物学的基盤の神聖性になってくる<sup>10</sup>。

ES細胞研究などヒト胚への介入が生命科学のテーマとなってきた2000年前後から、「類としての尊厳」の意味が、尊厳をめぐる議論で前面に出てくるようになりました。これは、人格を目的そのものとして尊重しなければならないというカントの定式化によって確立された「尊厳」概念とは異質なものです。そのため、ヨーロッパの「尊厳」概念を改めて問い合わせ直す必要が出てきました。

③は、宗教施設やその境内など特別なモノ(自然物、人工物)の尊厳です。「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律施行令」(1947年)で「**社寺等の尊厳**を保持するため必要な土地」と言われています。「宗教法人法」(1951年)では、寺社の「庭園、山林その他**尊厳**又は風致を保持するために用いられる土地」と言われています。ここには、

国際連合憲章や日本国憲法に先立って、古来からの「尊厳」の感覚が感じられます。

#### 4 「生命の尊厳」という言葉

④生命の尊厳は「少子化社会対策基本法」(2003年)の中で用いられました。第17条は「国及び地方公共団体は、**生命の尊厳**並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行う」としています。この法案に対して日本弁護士連合会は次のように批判しました。

「『生命の尊厳』については、母体保護法の改正論議において、中絶の経済的理由を削除する根拠として主張されていることから言っても、無制限にこの点を強調することは女性の産む、産まないに関する選択権(自己決定権)を侵害する方向に解釈される恐れがある」<sup>11</sup>。つまり、少子化対策の中の「生命の尊厳」は、人工妊娠中絶への牽制と受け止められました。

立法者は未生の「生命(胎児の生命)の尊さ」を強調するつもりで「生命の尊厳」を用いたかもしれません。しかしながら、日本の法律の中で初めて「生命の尊厳」が用いられたことによって、「個人としての尊厳」というこれまでの流れとは異なる意味合いが日本の法体系に持ち込まれました。同時に、胎児という個体の尊厳と、産む女性の個人としての尊厳をどう捉えたらよいかという問い合わせられます。

生命の尊厳が人間生命の尊厳に限定せず、大文字の「いのちの尊厳」という意味であれば、人間を特別な存在としたヨーロッパ固有の「人間の尊厳」概念とは異なるものを打ち出したことになります。スイス憲法が1999年の改正で「被造物の尊厳(Würde der Kreatur)」を掲げたことをも想起させます。

#### スイス憲法の中の「被造物の尊厳」

第120条 人以外の領域における遺伝子技術

- 1 人間及びその環境は、遺伝子技術の濫用から保護されなければならない。
- 2 連邦は、動物、植物及びその他の有機体の生殖物質及び遺伝物質の取扱いについて法令を制定する。その際、連邦は、**被造物の尊厳**並びに人間、動物及び環境の安全を考慮し、並びに動植物種の遺伝的多様性を保護する。

(国立国会図書館調査及び立法考査局「各国憲法集(6)スイス憲法」より)

動植物やそれらの遺伝的多様性の保護が謳われているように、「被造物の尊厳」という概念は、本来の「人間の尊厳」概念に対抗するものと言えます。スイス憲法のこの概念により、ヨーロッパ内部でも尊厳理解が混乱し始めた<sup>12</sup>と言われています。

「生命の尊厳」という語は多くの場合、人間個人の生命の尊厳の意味で使われています。その人を単なるモノとしてではなく主体的な人格として尊重することの中には、その人の

意思を無視して暴行を加えたり、命を奪ったりしてはならないことが含まれます。それゆえ、人間の身体や生命を尊重することは、人間の尊厳の意味内容に含まれると考えてよいでしょう。

他方、「生命の尊厳」にはこれとは別の次の2つの意味合いもあります。

- ① 人間の生命の尊さを意味する場合でも、宗教的なものを背景にしている場合
  - ② 人間の生命に限定せず、生きとし生けるあらゆるものを尊いとする考え方
- ① 宗教的な背景としては、例えばローマカトリックの教義があります。人間は神によって創造されたものであるから、人間の生命は神聖で不可侵である。人間の命は創造主自身の不可侵性を反映している。こうした生命観から、自殺、安楽死、中絶などは神が有する絶対的主権を侵すものであるとして非難されます<sup>13</sup>。この宗教的立場での「生命の尊厳」の原語は *dignity of life* (生命の尊厳) ではなく、*sanctity of life* (生命の神聖性) です<sup>14</sup>。

② キリスト教の教えによれば、人間は神の姿に似せて作られた特別なものであり、人間以外の被造物（動植物など）に対して卓越したものであり、圧倒的に偉大なものです。このような人間と他の生き物とを隔離する自然観・生命観に対して、「生きとし生けるものの尊厳」という考えは、その対極に立つものです。「生命の尊厳」の「いのち」は、人間の命だけではなく、生きとし生けるすべてのものを包含します。東アジアや日本古来の自然観・生命観はこちらの方が優勢と言えます。それゆえ、日本人には「人間の尊厳」という言葉よりも、「いのちの尊厳」の方が感覚的にしっくりくるという面もあります。ただし、西洋にもそれに近い考えがあり、例えばアルベルト・シュヴァイツァー (Albert Schweitzer, 1875-1965) の「生命への畏敬」という考えがあげられます<sup>15</sup>。この考えを推し進めると、小動物や微生物も含めて生きとし生けるありとあらゆる命を奪ってはならないという極端な考えになります。これでは病原菌を克服する感染症治療や動物実験、解剖実習などが一切できなくなり、現実の人間生活は成り立ちません。

## 5 人間本性の排他的尊厳という神話の終焉——ルソーと東アジアの自然観

「神の像」として創られた人間を人間以外の被造物から区別する差別化の働きと、どの人間をも尊厳あるものとして完全に等しく扱うという無差別の働きという二面が「人間の尊厳」概念にはあります。絶対差別が絶対無差別を根拠づけるという構造が、「人間の尊厳」概念には内在しています。このうち、どの人間も人間として等しい価値を有するという面（無差別）を、現在の日本は、平等についての現代民主主義思想に基づいて受け入れています。けれども、人間を人間以外の被造物から区別する差別化の働きは日本の伝統的な世界観・生命観とは合致しません。

人間以外の被造物を人間から差別化することに意義を唱えた思想家がヨーロッパにもいました。ジャン=ジャック・ルソーです。ルソーは『人間不平等起源論』の中で、「憐れみの情(pitié)」（人間をして同胞が苦しむのを見ることを嫌わせる生得の感情）を「人間のあらゆる反省〔理性〕に先立つ」「もう一つの原理」としてあげています<sup>16</sup>。「憐れみの情」は

ひろく「生きとし生けるもの」への共鳴です。

ヨーロッパの形而上学は理性を感性に対して優位に位置づけ、理性とそれに基づく自由意志の中に「人間の尊厳」を認めてきました。ルソーの思想はこれへの根本的な異議申し立てです。理性をもつから尊厳がある。だから人格は尊重しなければならない。これに対してルソーはむしろ、まずもって傷つきやすい感性的な存在として人間をとらえ、動物と人間に共通する面に注目しています。

ルソーのこの思想の現代的な意義をレビュイ＝ストロースが、1962年のルソー生誕250周年記念講演の中で強調しました。彼はルソーの憐れみの情を「生きとし生けるあらゆる他人者への同一化から生じる感情」と受けとめ、「感覚的存在として人間と動物とを包括的に理解するところに、この同一化が成立する」ととらえました<sup>17</sup>。ヨーロッパの近代哲学は自我と他者との敵対関係を煽り立ててきたが、こうした敵対関係を脱して本来の統一性を回復させるものこそ、この同一化の感情である。その意味で、ルソーのこの大胆な解決の提示は、「コギトの終焉」を宣言し、「ユマニズム(人間中心主義)の欠陥をあばきたて」、「人間的本性の排他的尊厳という神話」を終わらせるものだとレビュイ＝ストロースは評価しました。さらに「こうした教訓はすでに極東の偉大な諸宗教のなかには含まれていた」とまで述べていました。「極東の偉大な諸宗教」は具体的に示されていませんが、おそらく中国、朝鮮半島、台湾、日本などの諸宗教、仏教や儒教、自然宗教などを念頭に置いていると思われます。

ルソーの思想は、人間は知性と自己完成功能と自由意志(自律)を備えているがゆえに尊厳をもつという人間特性ではなく、生ける存在(un être vivant)、感性的存在、苦悩する存在(受苦的存在)という共通特性から人間を捉えなおす道を示しています。

## 結語

「尊厳」は現在の日本の辞書的意味では「尊く嚴かなこと、またはそのさま」などとなっています。「尊厳」という言葉には重々しい響きがあるため、議論をストップさせる決まり文句のように用いられることが多いです。その意味内容を無自覚のまま用いていると、この言葉を空虚なものにしかねません、臨床や対人援助の場面でどのような思いを込めて「尊厳」という語を用いているのかを振り返り、その意味内容を言説化する努力が求められます。その際、人間は神に似せて造られた特別な存在というヨーロッパ的な概念にこだわらず、「生きかつ苦悩する存在としての人間」の尊厳を尊重するとはどういうことかを深めていくことが重要です。

---

<sup>1</sup> Birnbacher, Dieter 2004: Menschenwürde. abwägbar oder unabwägbar? in: Matthias Kettner (Hrsg.), *Biomedizin und Menschenwürde*, Frankfurt a. M., 249-271. ディーター・ビルンバッハ  
ー「生命倫理における人間の尊厳」忽那敬三・高畠祐人訳、加藤泰史編『尊厳概念のダイナミズム—哲学・応用倫理学論集』法政大学出版局、2017年。3頁の解説部分もこれを参照した。

<sup>2</sup> Birnbacher, Dieter, Der künstliche Mensch - ein Angriff auf die menschliche Würde? 2002.

---

In: *Bioethik zwischen Natur und Interesse*. Frankfurt am Main, 2006, ディーター・ビルンバッハ「人造人間は人間の尊厳への脅威となるか？」横山陸訳, ディーター・ビルンバッハ『生命倫理学—自然と利害関心の間』加藤泰史・高畠祐人・中澤武監訳, 法政大学出版局, 2018年

<sup>3</sup> 芦部信喜著,高橋和之補訂『憲法 第6版』岩波書店, 2018年

<sup>4</sup> Immanuel Kant Werke in Zehn Bdn. Bd.6, s.61 カント『人倫の形而上学の基礎づけ』、熊野純彦訳『実践理性批判』作品社、2013年、p.153

<sup>5</sup> 金子晴勇『ヨーロッパの人間像—「神の像」と「人間の尊厳」の思想史的研究』知泉書館、2002年

<sup>6</sup> ジャンノツツオ・マネッティ(1396-1459)『人間の尊厳と優越について』、佐藤三夫『イタリア・ルネッサンスの人間の尊厳』有信堂高文社, 1981年, p.180-201, 近藤恒一「近代ヒューマニズムの人間観」金子晴勇編『人間学—その歴史と射程』創文社, 1995年

<sup>7</sup> カント『人倫の形而上学』野田又夫訳, 『世界の名著 39 カント』中央公論社, 1972年, p.595

<sup>8</sup> バイエルツ「人間の尊厳という理念」, ジープ他『ドイツ応用倫理学の現在』ナカニシヤ出版, 2002年

<sup>9</sup> 芦部信喜『憲法学II 人権総論』有斐閣, 2008年, 青柳幸一『憲法における人間の尊厳』尚学社, 2009年

<sup>10</sup> Birnbacher, a.a.O

<sup>11</sup> 日本弁護士連合会「少子化社会対策基本法案」に対する意見書, 2001年9月21日

<sup>12</sup> 加藤泰史「尊厳概念のアクチュアリティー多元主義的社會に適切な概念構築に向けて」日本学術振興会 HP

<sup>13</sup> 教皇ヨハネ・パウロ二世『回勅 いのちの福音』カトリック中央協議会, 2008年, p.121

<sup>14</sup> 加藤泰史「バイオエシックスと生命倫理学の間——医学者の「尊厳」理解」, 加藤泰史・小倉紀蔵・小島毅編『東アジアの尊厳概念』法政大学出版局, 2021年, p.25-26

<sup>15</sup> シュヴァツァー著作集, 第7巻『文化と倫理』, p.309-337

<sup>16</sup> J.-J. Rousseau, *Oeuvres Complètes*.III,154『人間不平等起源論』本田喜代治・平岡昇訳, 岩波文庫, 1972年, p.71

<sup>17</sup> Claude Lévi-Strauss ,Jean-Jacques Rousseau. *Fondateur des sciences de l'homme. Anthropologie structural*, Paris, 1973, p.50. レヴィ=ストロース「人文科学の始祖 J.-J. ルソー」ルソー生誕250周年記念講演, バケス=クレマン『レヴィ=ストロース——構造と不幸』伊藤晃ほか訳, 大修館書店, 1974年